

住民の安全・安心と
将来のまちづくりへ



播磨町長
佐伯 忠良

日本テルペン化学(株)土山工場の移転と
跡地の買収について

新しい年を迎えてから早や2カ月近くも過ぎましたが、住民の皆さんには、いかがお過ごしでしょうか。今回は、JR土山駅南にある、日本テルペン化学(株)土山工場の移転とその跡地の買収についてお知らせします。

この工場は、町の工場誘致条例によって、昭和36年に現在地で創業。当時は「再製樟脳(株)」でした。その後、周辺の土地利用も変わり、いまでは住宅地の中の化学工場となっています。

また、過去大小7回の事故が発生し、その都度近接地域の住民や自治会から工場移転の申し入れがされてきましたし、特に近年の事故をきっかけに町議会や町から移転への働きかけを強めてきました。

しかし、企業側として移転をするにしても化学工場であり、莫大な費用がかかるとして結論を得ることはできませんでした。

平成元年に議会、行政が協議し、移転補償までするとして交渉した経緯もありますが、これも不調に終わ

っています。

平成13年に同社の現社長が就任され、挨拶に来られたとき、私から移転を考えていただくよう強く訴え、今後のまちづくりにとって、欠かすことのできない当該土地であることを申し上げました。これに対して同社長は、「社会的責任から考えなければならぬことであり、できる限り検討していきます。」とのことでした。

以後、幾度か話し合ってきましたが、同社長から前向きに検討すると、引き続き、移転の意志が示されました。ご記憶の方もおられると思いますが、社長自らがその意志を示され、新聞にも報道されました。

そのとき、社長から「これまでのいきさつから跡地を町に譲り渡すことによって社会的に貢献できるのであれば」との確認が取れ、その後同社の移転計画等そのプランと考え方を協議してきました。そして、移転計画が実ってきた昨年より土地の売買について交渉してきましたが、最近の地価の下落もあり、容易ではありませんでしたが、今年に入ってようやく契約できることとなり、今月の臨時議会にこれに関連する議案を上程、可決され、実行できることになりました。

議会において、目的のない土地を買収する必要がない。また、現在の鑑定価格を超えて買収すべきでないなどの意見もありましたが、昨年1月の当初の交渉で相手側から移転計画を作成するため、買収価格を示して欲しいという要望があり、この時点で、土山新島線の買収価格を参考に、鑑定士から意見を徴した価格(今回の買収価格)を町が提示した後に地価が下落した。さらに、土地売買というのは売り手と買い手双方の合意が基本となるのが常識であるとの判断から、また鑑定とは客観的な目安とされるものであるこ

とから、妥当と考えました。

もし、こうした判断に立てないのであれば相手方の意思、つまり移転そのものが確約されないこととなり、1年後の橋上駅の供用時に付近住民をはじめ、その利用者の生命に危険が及ぶことを避けなければ、行政としての責任を果たしたことになると思います。

住民の安全、安心のためにも、また長年の懸案事項でありましたJR土山駅の橋上化、南側駅前広場、土山新島線が、平成15年末から順次完成することもあり、この土地の利用によってまちの活性化が図られ、大いなる発展が望めますし、周辺の環境が一変することになります。

まちの将来にとって夢と期待が持てる大きな目的をもつこの土地を買収できたことは、日本テルペン化学(株)の松野社長をはじめ、同社のスタッフの皆様のご厚意に深く感謝をしています。

本格的にはじまりますこの用地の利用を、住民の皆さんとともに創意をもって進めていきたいと思っています。なお、同社が移転を完了するのは、平成16年末となっています。

ご意見お待ちしています。



▶日本テルペン化学(株)土山工場

4月13日(日)・27日(日)は 統一地方選挙の投票日です

—— みんなそろって投票しましょう ——

投票所

投票所	会場	該当地域
第1	駅西公民館	駅西・駅前・新池・オーブハイツ サニーハウス・アセーラ土山
第2	宮の裏公民館	宮の裏・宮山・野添県住
第3	高山公民館	城・野添高山・城の宮団地
第4	野添コミセン	鹿の川・播磨苑・蓮池・新野添 プレステージ土山・北池
第5	大西公民館	野添中部・緑ヶ丘・五反田
第6	東部コミセン	二子・二子北・駅東
第7	播磨中学校	宮北1丁目(学園北・本荘県住を除く) 川端・サンシティ本荘・大中東 大中西・大中団地・セフレ播磨
第8	古田西公民館	古田東・古田北・本荘古田南 古田西(北本荘地区を除く)・神川
第9	古宮公民館	古宮第1・古宮第2・古宮第3
第10	本荘東公民館	本荘東・本荘1丁目・本荘2丁目 東本荘1丁目・東本荘2丁目 東本荘3丁目・新島
第11	南部コミセン	本荘県住・学園北 宮北2丁目・宮北3丁目 北本荘1丁目・北本荘2丁目 北本荘3丁目
第12	播磨西幼稚園	北本荘4丁目・北本荘5丁目 北本荘6丁目・宮西1丁目
第13	本荘西公民館	北本荘7丁目・宮西2丁目 宮西3丁目・本荘3丁目 本荘4丁目

兵庫県議会議員選挙 *告示日 4月4日(金) *投票日 4月13日(日)	播磨町議会議員選挙 *告示日 4月22日(火) *投票日 4月27日(日)
投票時間 午前7時から午後8時まで	

転入された有権者の皆様へ

最近、播磨町の区域外から住所を異動された方は、投票できない場合がありますとともに、兵庫県議会議員選挙においては、投票場所が異なることもありますので、次の表でお確かめください。

転入届出日	1月3日まで	1月4日から21日まで	1月22日から
兵庫県議会議員選挙	播磨町で投票 できます	(兵庫県内の他の市町からの転入) 旧住所地でできます (注)参照	(他府県から転入) ×投票できません
播磨町議会議員選挙	投票できます		×投票できません

(注)新住所地市町(播磨町)が交付する引き続き県内居住証明書が必要です。(あらかじめ住民課に申し出て、交付を受けてください。旧住所地において投票されるときに提出しなければなりません。)なお、1月4日以降に2回以上他の市町へ住所を移転した場合は、投票できません。

転出される(された)有権者の皆様へ

播磨町議会議員選挙の投票については、4月27日(投票日)までに転出された方は、投票できません。兵庫県議会議員選挙については、1月4日以降兵庫県内に転出し、新住所地に転入届を出した方は、旧住所地(播磨町)において投票できます。上の表欄外(注)を参考にしてください。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

不在者投票制度について

投票日に仕事、旅行などで投票に行くことのできない方は、不在者投票ができます。

不在者投票のできる期間および場所

期間 選挙告示日から投票日の前日までの午前8時30分から午後8時まで
場所 播磨町役場 第1庁舎1階ロビー

郵便投票制度について

身体に重度の障害がある方は、郵便による不在者投票をすることができませんが、その際には郵便投票証明書が必要で、この証明書は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの有権者で、左表の障害のある方に限り、市区町選挙管理委員会から交付されます。左表の障害に該当するかどうか不明の場合は、知事がこれと同程度の障害であると認めて書面により証明した方が該当します。

該当する方で、まだ郵便投票証明書をお持ちでない方は、早めに交付申請(代理の方でもできます。)をしてください。

郵便投票証明書の有効期間は交付の日から7年です。郵便投票証明書をお持ちの方でも、有効期間が経過したときは、郵便による不在者投票ができませんので、早めに更新の手続きをとってください。

また、郵便による投票用紙等の請求は、投票日の4日前までにしなければなりませんので、ご注意ください。

手帳の種類	障害の種別	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹または移動機能の障害	1級もしくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害	1級もしくは3級
戦傷病者手帳	両下肢または、体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓または呼吸器の障害	特別項症から第3項症まで

兵庫県議会議員選挙・播磨町議会議員選挙 投票立会人を募集します

資格要件 町内に居住し、播磨町の選挙人名簿に登録のある有権者。
募集人員 各投票所2人ずつ、合計26人。応募者多数の場合は抽選になります。
応募方法 2月26日(水)から3月11日(火)の間に電話、またはファクシミリで応募してください。なお、詳細はお問い合わせください。
立会場所 各投票所(投票の指定をされている投票所)
立会時間 投票日当日
午前6時45分～午後8時(半日も可)
報酬 1日あたり1万1千円を支払います。
お問い合わせ 選挙管理委員会

▶お問い合わせ 播磨町選挙管理委員会(役場総務課内) ☎0794(35)0357 ☎0794(35)3398